○国土交通省告示第百七十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
夕張市紅葉山三一七番一三から同市登川国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署二二七八林班い小班まで	前	最大 一八七	九、四四七
		最小 一一	
	後	最大 一八七	
		最小 一一	
北海道勇払郡むかわ町穂別長和四七二番一から同道勇払郡むかわ町長和国有林胆振東部森林計画区胆振東部森林管理署二一六三林班ろ小班まで	前	最大 三四二	一三、四一〇
		最小 一一	
	後	最大 三四二	
		最小 一一	
北海道勇払郡占冠村仁々宇国有林上川南部森林計画区上川南部森林管理署一二〇一林班ち小班から同道勇払郡占冠村字シムカプ原野六〇番三五地先まで	前	最大 一九〇	一〇、六六二
		最小 一一	
	後	最大 一八二	
		最小 一一	

○国土交通省告示第百七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道茅部郡森町字森川町三一七番七二から同道茅部郡森町字石倉町六一〇番六七地先まで	前	最大 三一四	一四、三四四
		最小 一一	
	後	最大 二九六	
		最小 一一	
北海道二海郡八雲町栄浜一七五番二地先から同道二海郡八雲町入沢三七四番六まで	前	最大 一三九	二、七八四
		最小 一一	
	後	最大 一一六	
		最小 一一	

○国土交通省告示第百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

サスヒラ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県大月市賑岡町浅利字サスビラ

一一七九番　一号から八号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

根熊川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡南部町福士

字東根熊

二六六八九番	一号及び二号
二六六七一番	三号
二六六八六番	四号
二六六八四番	五号
二六六八三番一	六号
二六七三三番	七号から九号まで
二六六九八番	十号
二六六九七番	十一号及び十二号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山梨県北杜市須玉町江草五三四〇番の四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千三百七十七号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三五一度一九分二四秒　七二六・一三五メートルの地点

標柱一号から三〇三度〇七分四七秒　一九・〇五五メートルの地点

標柱二号から二八八度四六分二五秒　三号

六一・一八一メートルの地点

標柱三号から三四一度二八分二〇秒　四号

三九・八三一メートルの地点

標柱四号から四〇度四六分三二秒　五号

二四・一四二メートルの地点

標柱五号から一六〇度〇二分四九秒　六号

三八・〇一九メートルの地点

標柱六号から一〇四度四五分二三秒　七号

二三・九四九メートルの地点

標柱七号から一五三度〇〇分三一秒　八号

九・二五八メートルの地点

標柱八号から一五度四三分二八秒　九号

四一・二〇八メートルの地点

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

和入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北杜市須玉町下津金字和入

二七八五番	一号
二八〇四番	二号
二八〇一番二	三号
二七九二番	四号及び五号
二七八〇番	六号から九号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芋沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和十三年内務省告示第百九十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県笛吹市境川町藤垈字向田

六八三一番二二　一号から七号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十年国土交通省告示第九百七十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）